

# ■ 大規模修繕工事見積参加会社公募広告 ■

2025年7月23日  
エールの丘 管理組合

大規模修繕工事について、見積参加希望会社を下記の要領で公募いたします。本工事は仮設工事をはじめとして、下地補修、シーリング、外壁及び鉄部等の塗装、防水工事を行います。建物の維持管理上、長く快適な生活を送るために欠かせない工事と考えています。

主旨をご理解の上、実績・技術力・信用のある施工会社の応募をおまちしております。

なお、本件は㈱リノシスコーポレーションのホームページ（<https://www.renosys.jp/invited.html>）でも公募広告を掲載しており、指定書式のダウンロードを行えます。

1) 工事名称	エールの丘 大規模修繕工事			
2) 建物概要	住 所 規 模 構 造 付 属 建 物 竣 工	千葉県我孫子市我孫子2-6 RC造・地上15階／地下1階／塔屋1階、1棟、住戸数482戸 駐車場棟：S造2階建 共用棟：RC造2階建+木造2階建 2000年	敷 地 面 積 建 築 面 積 延 床 面 積	23,126.51m <sup>2</sup> 8,519.13m <sup>2</sup> 54,989.74m <sup>2</sup>
3) 選定方法	1次：書類選考 2次：見積合せ 3次：プレゼンテーション			
4) 工事内容	共通仮設工事、直接仮設工事、下地補修工事、シーリング工事、外壁塗装工事、鉄部等塗装工事、防水工事、その他工事			
5) 工事期間	2025年12月の定期総会にて工事の承認取得以降 設計想定：2026年5月上旬～（工期12ヶ月を想定）			
6) 公募条件	<p>① 本社・支社・支店が首都圏にある会社設立30年以上の株式会社法人であること。 ② 資本金は1億円以上であること。 ③ 千葉県を含む首都圏において、マンション大規模修繕工事における工事実績が、直近過去3年間に合計50件以上であること。 その内、400戸以上で請負金額が3億円以上の物件であること。 ④ 完成工事高が直近過去3年間連續で年80億円以上であること。 また、直近過去3年間に単年度赤字決算をしていないこと。 ⑤ 直近の経営事項審査結果通知書のY点が700点以上であること。 ⑥ 建築士または施工管理技士の有資格者で大規模修繕工事の現場経験がある社員を、今回の大規模修繕工事の現場代理人として配置できること。 ⑦ 特定建設業の許可があること。 ⑧ 主業種の分野でISO9001を取得していること。 ⑨ 損害賠償責任保険に加入していること。 ⑩ 過去に発注者である管理組合(居住者含む)との間で、追加工事等の精算事項及びその他の金銭トラブル・工事請負契約違反・アフター点検遵守違反・居住者発注工事におけるトラブルを起していないこと。また、直近5年間で行政処分（業務停止命令・入札参加資格停止等）を受けていないこと。</p>			
7) 提出書類	<p>会社案内（パンフレット）・担当者名刺 ①、②の回答については、見積参加願い書（指定書式）に記載すること。 ③の回答については、改修工事実績書に記載すること。（指定書式） ④の回答については、直近過去3年間分の決算書／財務諸表のコピー ⑤の回答については、経営事項審査結果通知書の写し ⑥の回答については、現場代理人経歴書に記載すること。（指定書式） ⑦、⑧、⑨の回答については、証明及び確認ができる書類のコピー ⑩に関する誓約書（自由書式） ①～⑩の内容を指定書式内の基本情報入力表に転記し、アピールポイントを記入すること。</p>			
8) 提出部数	メール提出（提出書類のPDFデータ・指定書式のExcelデータ） ※指定書式は（株）リノシスコーポレーションのHPからダウンロード <a href="#">自動配信請求フォーム（コチラをクリック）</a> できます。			
9) 提出先	以下①②を宛先にメール送付すること。 ① エールの丘管理組合 太田 宛 air-kanri@ad.em-net.ne.jp ② 株式会社リノシスコーポレーション 佐藤 宛 tatsuki@renosys.jp			
10) 締め切り	<b>2025年8月22日（金）正午まで（期限までの必着とする）</b>			
11) 注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>提出書類をもとに見積参加業者の選定を行います。必ず見積参加できるわけではありませんので予めご承知おき下さい。</li><li>提出書類に不足、不備、虚偽の記述があった場合は、その時点をもって失格と致します。</li><li>見積参加者選定期間中及び後の工事に関する質疑は一切対応いたしません。</li><li>公募状況、選定理由、選定方法、選定結果は公表いたしませんのであらかじめご承知おき下さい。</li><li>選定後の異議申し立ては、一切認めません。</li></ul>			